

7 浅麓第 153 号
令和 7 年 11 月 27 日

公募要領等に関する回答

浅麓環境施設組合
組合長 小泉 俊博

「第 2 期浅麓汚泥再生処理センター包括的民間業務委託」に関する公募要領等の質問について、以下のとおり回答いたします。

No.	対象文書	該当箇所	質問項目	質問内容	回答
1	要求水準書	P. 6 第 1 章、第 1 節、 6 業務委託範囲	(5) 突発修繕対応 原則 年間 1,000 万 円迄	・突発修繕費用が 1,000 万円を超えた場 合、その超過費用は別紙 4 精算規定書に 定める精算対象となりますか。	・お見込みのとおりです。
2	要求水準書	P.16 第 2 章、第 2 節、 6 検査測定分析 等	(1) 必須項目の分 析・測定	・バイオガスの成分分析は、本委託業務範囲 外であり、P.23「 9 脱炭素先行地域交付 金事業の助成」に記されている ES 事業者よ り別途発注されるという認識で宜しいでしょ うか。	お見込みのとおりです。

3	要求水準書	P.19 第2章、第3節、 4巡回点検		・別紙6の新たに設置されるバイオガス発電設備の巡回点検業務は、本委託業務範囲外であり、P.23「9 脱炭素先行地域交付金事業の助成」に記されているES事業者より別途発注されるという認識で宜しいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
4	実施要領	P.3 4 受託候補者の 決定等	4.5 ヒアリングの実施	・「なお、提案説明資料の当日配布は一切行わないこと。」とありますが、ヒアリング実施時にパワーポイントを映写しての説明は可能でしょうか。	・提案内容の確認（説明）のものであれば可能です。ただし、当該資料を印刷したものを配布することは認めない。
5	要求水準書 別紙 精算規定書	P.28 (3) 精算方法	2 業務	・精算方法について修繕と記載がありますが、業務との解釈でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。精算規定書を修正致しましたので、ご確認ください。